

第2期上北山村地域福祉計画

第2期上北山村いのちを支える支援計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年 3月

上北山村

目 次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 SDG s の達成にむけた地域福祉の取組	3

第2章 上北山村の現状

第1節 上北山村の現状	5
第2節 関係者団体ヒアリング結果からみる本村の現状	11
第3節 第1期計画の評価・振り返り	14

第3章 第2期上北山村地域福祉計画

第1節 基本理念	19
第2節 基本施策	19
第3節 施策体系	20
第4節 施策の展開	21

第4章 第2期上北山村いのちを支える支援計画

第1節 基本理念	33
第2節 基本施策	33
第3節 施策体系	34
第4節 施策の展開	35

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進	43
第2節 PDCAサイクルによる検証	43
第3節 評価指標	44

資 料 編

1 計画策定委員会 委員名簿	45
2 用語解説	46

第 1 章

計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1. 地域福祉計画

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化していく中で、平成30（2018）年4月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

また、令和3（2021）年4月にも社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図るため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

村では、令和2（2020）年3月に、福祉を取り巻く多様化・複雑化した地域課題に対応するため、福祉の各分野に共通する理念や取組を定めた「上北山村地域福祉計画」を策定し、一人ひとりが支え合い、村民みなが安心して暮らせる村の実現に向けた各種取組を推進してきました。

この度、現行の「上北山村地域福祉計画」が令和6（2024）年度で計画期間を満了することから、新たに「第2期上北山村地域福祉計画」を策定し、支援を必要とする人に必要な支援が届くよう、包括的かつ重層的な支援体制の構築を図るとともに、社会福祉協議会や地域住民と一体となり、本村の地域福祉の更なる推進を目指します。

2. いのちを支える支援計画

我が国の自殺者は、平成10（1998）年に3万人台まで増加し、その後減少傾向が続きましたが、コロナ禍による令和2（2020）年以降、再び増加に転じています。

自殺対策に関しては、平成18（2006）年10月に、自殺対策のはじめての法制度である「自殺対策基本法」が施行され、また、平成19（2007）年6月には、同法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が定められました。さらに、令和4年10月に、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、コロナ禍での女性や小中高生の自殺者の増加などを背景に、これまでの取組に加え、子どもや若者、女性、そして自死遺族に対する支援など、自殺対策の更なる重点施策が掲げられました。

本村においても、令和2（2020）年3月に、「上北山村いのちを支える支援計画」を策定し、人や地域がつながり、生きるを支える村の実現に向けた各種取組を推進してきました。

この度、現行の「上北山村いのちを支える支援計画」が令和6（2024）年度で計画期間を満了することから、新たに「第2期上北山村いのちを支える支援計画」を策定し、引き続き、社会福祉協議会・各種職域団体・地域住民と一体となり、生きるを支える村づくりを目指します。

第2節 計画の位置付け

1. 法的な位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進する理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示す計画です。

また、いのちを支える支援計画は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、自殺の防止や自死遺族に対する支援の充実など、自殺対策の総合的な方向性を示す計画です。

なお、地域福祉計画では、以下の 5 つの事項を計画に盛り込むことが求められています。

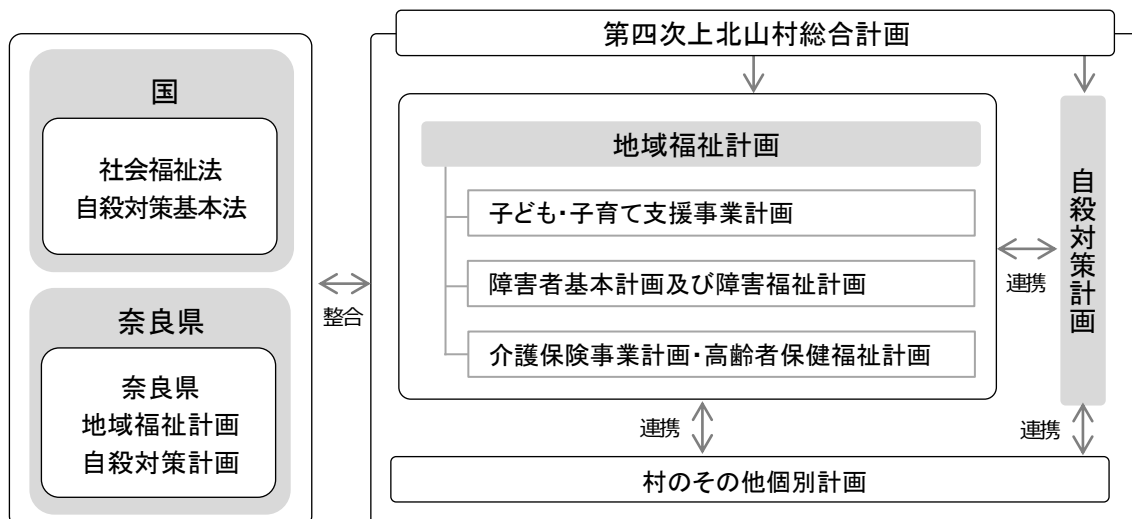
- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

2. 本村における計画の位置付け

「第 2 期上北山村地域福祉計画」及び「第 2 期上北山村いのちを支える支援計画」は、第四次上北山村総合計画を最上位計画とし、本村の各個別計画と整合を図るものとします。

なお、「地域福祉計画」は、本村の福祉分野を総括する上位計画として総合的な地域福祉の推進を図ります。また、「いのちを支える支援計画」は、地域福祉計画の関連分野のひとつとして、各福祉分野の計画などと連携しながら、生きる支援につながる取組を推進します。

■ 計画の位置付けについて



第3節 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

■ 計画の期間について

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度
上北山村 総合計画										
上北山村 地域福祉計画										
上北山村 いのちを支える 支援計画										

※点線矢印は今後策定が想定される計画期間を示す

第4節 SDGsの達成にむけた地域福祉の取組

令和12（2030）年までに世界中で達成すべき目標として掲げられている「持続可能な開発目標（SDGs）」について、地域福祉の取組を進める中で、その目標達成に貢献できるよう、以下の9つの目標を結び付けて、各種取組を推進します。

■ 本村の地域福祉の取組に関連する開発目標



SDGs コラム

SDGsとは、持続可能な開発目標のことを指し、貧困、不平など・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の17の目標です。SDGsでは、世代を超えたすべての国、すべての地域の人々が、誰一人取り残されることなく、尊重される社会を目指しており、各自治体のまちづくりにおいて、SDGsと関連付けた取組が広く行われています。

第 2 章

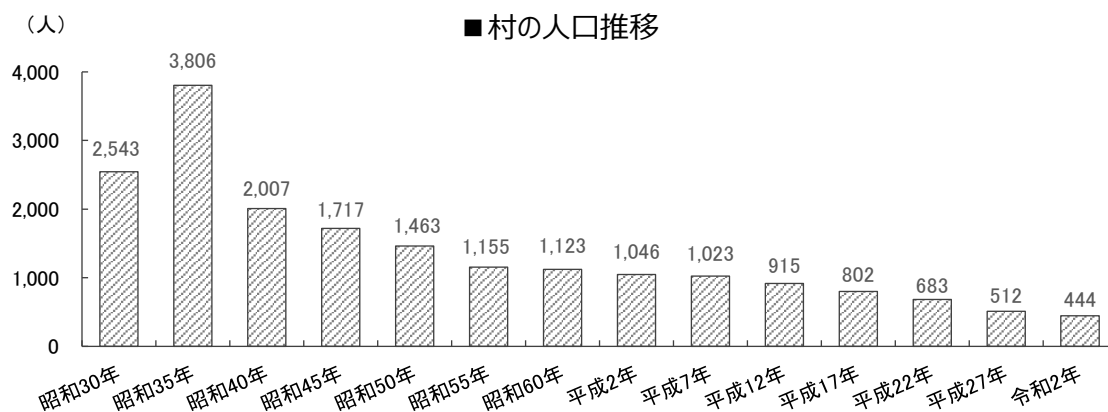
上北山村の現状

第Ⅰ節 上北山村の現状

Ⅰ. 人口の推移

(Ⅰ) 総人口の推移

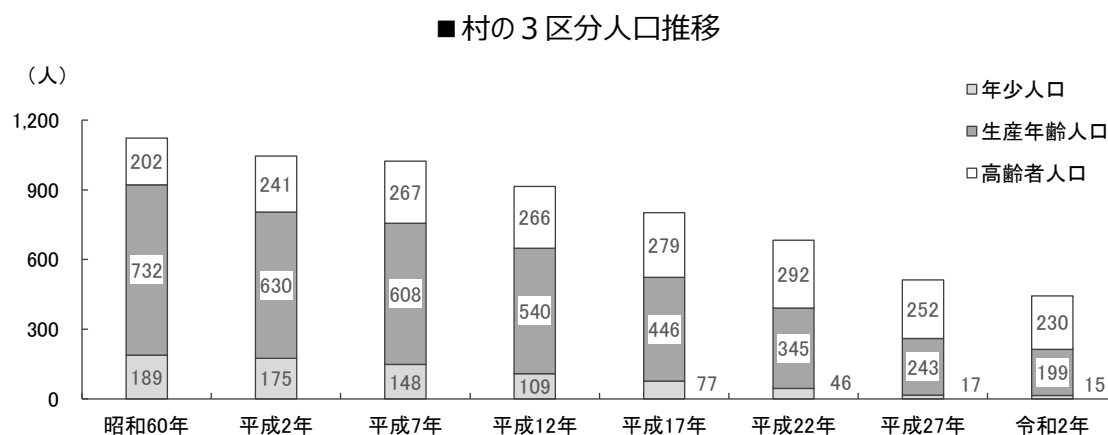
昭和 35 (1960) 年に 3,806 人であった本村の総人口は、昭和 40 (1965) 年に 2,007 人と減少しています。その後も年々減少を続け、令和 2 (2020) 年には 444 人となっています。



資料：国勢調査

(Ⅱ) 年齢3区分人口の推移

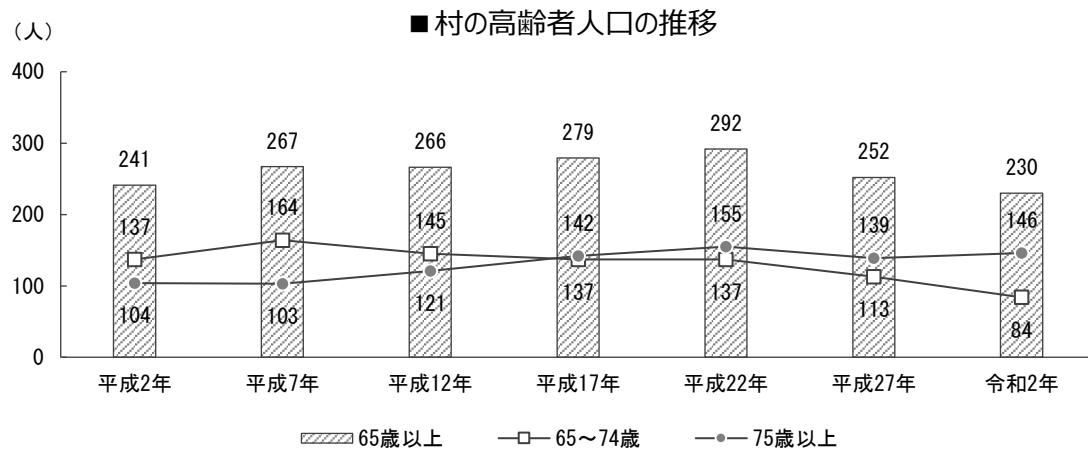
昭和 60 (1985) 年以降の年齢3区分人口の推移をみると、生産年齢人口と年少人口が減少する一方、高齢者人口は増減を繰り返しながら推移し、令和 2 (2020) 年で 230 人となっています。また、昭和 60 (1985) 年に対する令和 2 (2020) 年の増減比では、生産年齢人口が 72%、年少人口が 92%減少する中、高齢者人口は約 14%増加しています。



資料：国勢調査

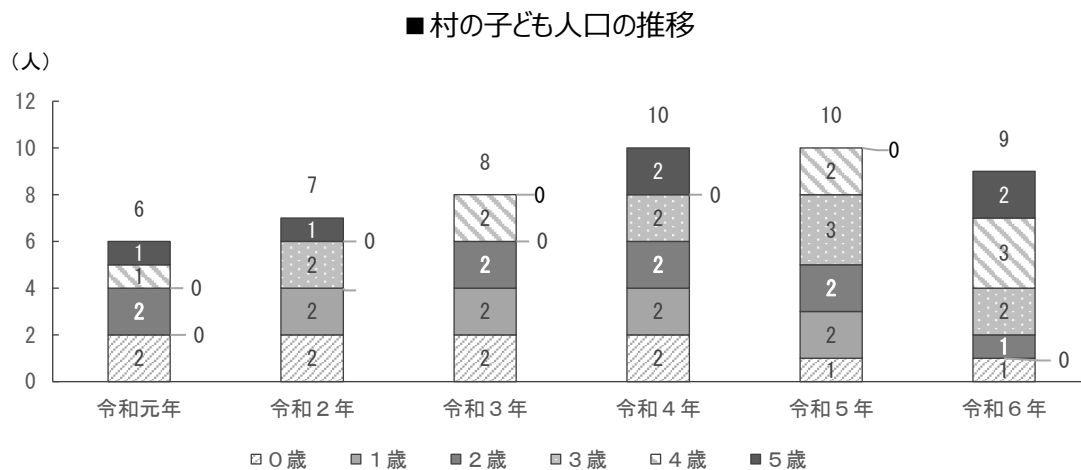
(3) 高齢者人口の推移

65～74 歳までの前期高齢者と 75 歳以降の後期高齢者の推移をみると、平成 17（2005）年までは前期高齢者が後期高齢者を上回る水準で推移していましたが、平成 17（2005）年以降は、後期高齢者が前期高齢者を上回る水準で推移し、令和 2（2020）年では、前期高齢者が 84 人、後期高齢者が 146 人となっています。



(4) 子ども人口の推移

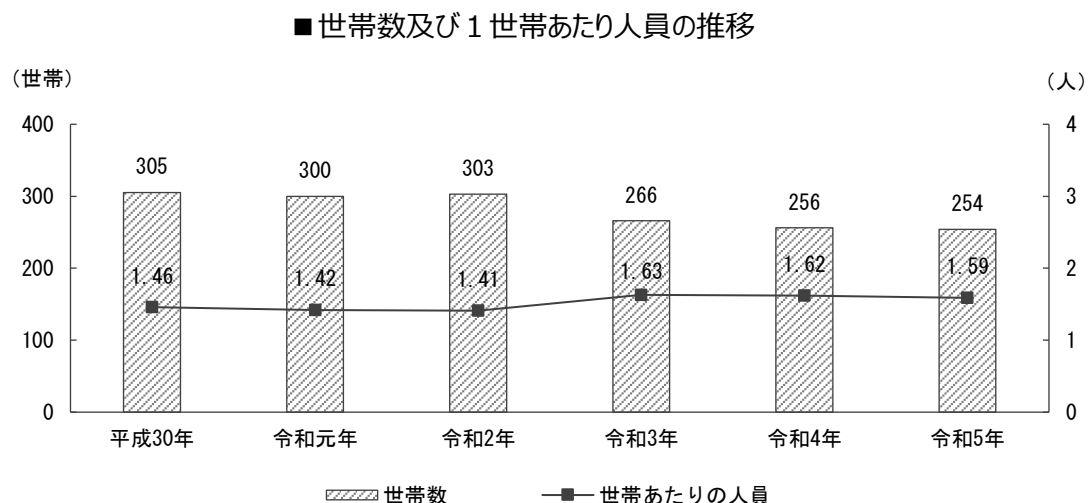
本村の子どもは、近年 10 人前後であり、0～5 歳までの子どもが概ね 4～5 名で推移しています。



2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本村では、令和3（2021）年以降、世帯数は300世帯前後から250世帯前後に減少しています。一方で、1世帯あたりの人員は、概ね1.4人から1.6人に増加しています。

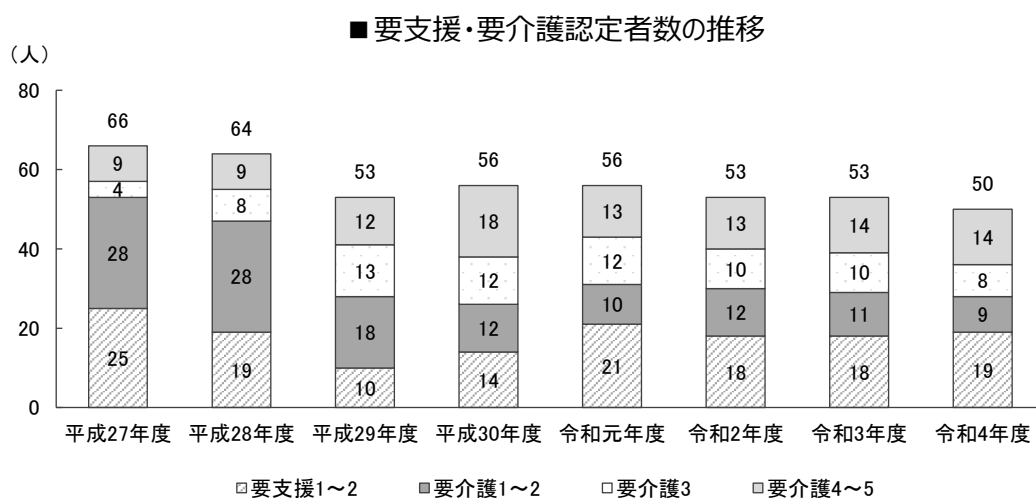


資料：奈良県推計人口調査

3. その他の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の状況

本村の要支援・要介護認定者数は、平成29（2017）年度以降50人前後で推移しており、その中でも要介護1～2は減少傾向、要介護4～5は増加傾向となっています。

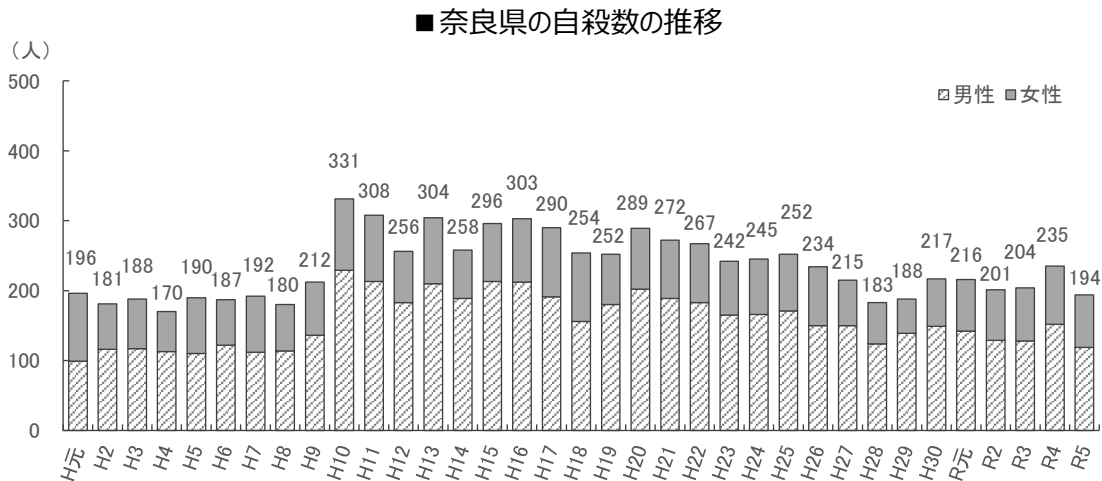


資料：介護保険事業状況報告

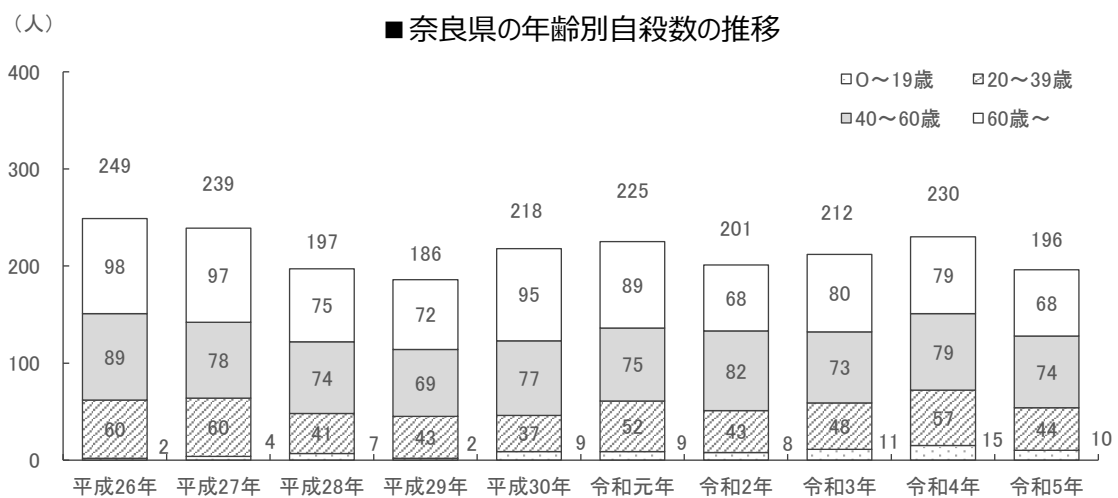
（２）自殺に関する状況

本村では、過去に自殺で亡くなった方が少ないことから、ここでは、本村を含む奈良県全体の自殺に関する状況について整理します。

奈良県内の自殺者は、平成10（1998）年に300人台まで増加しましたが、その後は、増減を繰り返しながら概ね減少しており、令和5（2023）年時点で194人となっています。但し、男女別の自殺者の割合を比較すると、コロナ禍の令和2（2020）年から令和4（2022）年にかけては、女性の自殺者の割合が増加しつつあります。また、年齢別でみると、各年代ともに増減を繰り返しながら推移していますが、コロナ禍の令和2（2020）年から令和4（2022）年までの間は、40～60歳を除き、その他の年代では、いずれも増加傾向となっています。



資料：人口動態調査（厚生労働省）



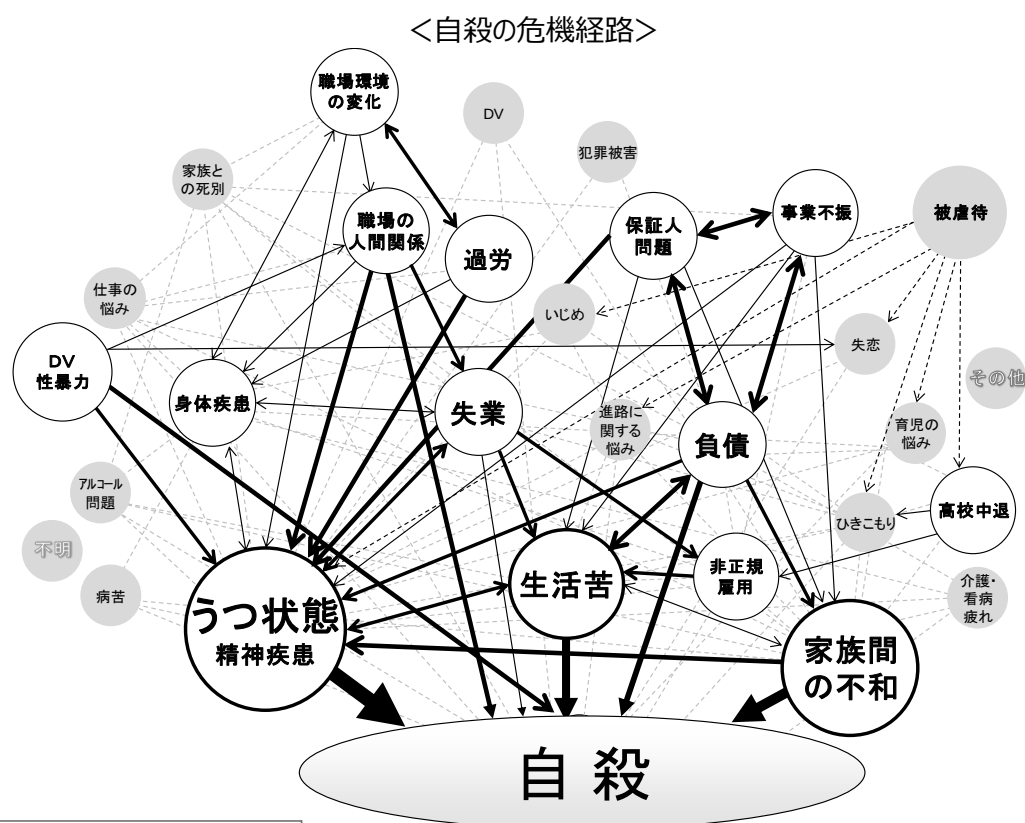
資料：自殺統計（警視庁）※年齢不詳者含まず

コラム

自殺の原因・動機について

自殺の原因・動機については、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、単純に比較することは、自殺の実態に誤解を与えることになる場合もあります。

次に示す図は、特定非営利活動法人（NPO法人）ライフリンクの実施による「自殺実態 1,000 人調査」の結果から見てきた「自殺の『危機経路（自殺に至るまでの経路）』」です。



※要因が「不明」である場合も少なくありません。

資料：NPO法人ライフリンク「自殺実態 1,000 人調査」

図中の「○」は、その大きさが各要因の発生頻度を表しています。「○」が大きいほど自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高い、ということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。また、図以外にも、職業、年齢、男女別などの区分で、自殺に至るまでの経路に特徴があることもわかってきています。

自殺者が抱えていた要因数は、1人当たり平均4つであることが分かっています。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

人口動態統計と自殺統計の違いについて

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

本計画では、この2つの統計を活用し、自殺者の傾向を示しています。

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

<調査対象の違い>

- ・厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象としています。
- ・警察庁「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む）を対象としています。

<調査時点での違い>

- ・「人口動態統計」は、住所地を基に、死亡時点で計上しています。
- ・「自殺統計」は、発見地を基に、自殺死体発見（正確には認知時点）で計上しています。

なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）で集計しています。

<事務手続き上（訂正報告）の違い>

- ・「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれかで不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書などについて作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。
- ・「自殺統計」は、捜査などにより自殺であると判明した時点で「自殺統計原票」を作成し、計上しています。

第2節 関係者団体ヒアリング結果からみる本村の現状

本計画を策定するにあたり、本村の地域福祉及びいのちを支える支援に関する取組を、総合的かつ効果的に進めることを目的として、専門家及び福祉関係団体の方々などを対象として、ヒアリング調査を実施致しました。

調査結果の概要は、以下のとおりです。

1. 調査対象・項目

ヒアリング調査は、本村に定期的にご訪問頂いている臨床心理士の先生や、社会福祉法人上北山村社会福祉協議会、その他地域活動団体として、民生児童委員の方々を対象として実施致しました。

■ヒアリング対象者

- 医療団体：臨床心理士1名
- 福祉団体：社会福祉法人上北山村社会福祉協議会2名
- 地域団体：民生児童委員5名

ヒアリング調査では、本村の地域福祉に関わる取組を推進するうえでの課題などを把握することを目的に、日常生活や日々の仕事の中で感じていることや取り組んでいること、いのちを支える支援を推進するために必要と思うことや重要と思うことなどについて伺いました。

■ヒアリング内容

- 質問1：本村の地域福祉の現状と今後取り組むべき課題について
- 質問2：いのちを支える支援を進めるうえで重要だと思うこと

2. 調査の結果

ヒアリング調査の結果は以下のとおりであり、様々な立場の方から貴重なご意見を多く頂きました。

(1) 本村の地域福祉の現状と今後取り組むべき課題について

地域福祉の現状については、村内のほとんどの方が顔見知りであることから、誰かが困ったときに手を差し伸べられる体制が確立されているなど、コミュニティ面での不安は少ないものの、人口流出に伴い将来的な地域福祉を担う人材が不足することなどが懸念材料として多く挙げられました。また、現在、村民の交流の場は比較的多くあるものの、運営

側として活躍される方が限定的となっており、交流機会の充実や地区単位での自主的なサロン活動につなげていくために、運営側で活動される人材の育成についても課題のひとつとして挙げられました。

このようなことから、本村では、引き続き、コンパクトな地理的特性を生かした関係機関及び地域コミュニティにおける情報共有並びに連携体制の強化を図りつつ、現在及び将来の福祉を担う人材の確保・育成について、重点的に取り組んでいく必要があります。

■ 本村の地域福祉に関する主なご意見

専門家（臨床心理士）	福祉団体（社会福祉協議会）	地域団体（民生児童委員）
・地域コミュニティを継続していくためには、普通の関わりを普通にしていくこと、自然に接していくことが必要（誰かを特別扱いする必要はない） ・つながりを欲している人と一人でいたい方を見極められるのも地域ならではの目であり、重要な視点である ・地域に関わりにくい人がある場合は、細く長くつながり続けるといった視点を持つと同時に、「関わりにくいけど時々様子を見に行く」公助の力も重要と考えられる	・人材不足のため夜間・休日対応ができていない ・人材不足により、サロンの活動もありできていない現状において、村民の自主的なサロン活動などが広まていく（支援していく）環境が理想 ・コンパクトな村であるため、いろんな情報が周りから入ってくる環境にあり、自然と情報共有は図られていると思う ・交流の場などを活かし、さらに情報共有ができれば社協活動にも迅速に反映できる	・村内交流の機会が多くあることで、異変などの「気づき」の場ともなっている ・コンパクトな村なので異変のある人がいれば誰かが手を差し伸べられる体制が整っている ・人口流出は身に染みて感じる ・民生委員として活躍できる次の世代のことも考えていくことが必要 ・村内には高齢者が多く、24 時間緊急連絡ができるシステムがあるが、使い方を知らない、知っていても使わない人もいるため啓発の強化が必要である

（２）いのちを支える支援を進めるうえで重要だと思うこと

いのちを支える支援を進めるうえで重要だと思うことでは、「話を聞き続けること」、「相手に寄り添うこと」、「つながり合うことで孤立と孤独を避けること」などのご意見が多く挙げられました。また、これらを実現するために、村内のイベントなどを通じた交流機会の充実と、身体に不自由がある方や閉じこもりがちな方も含め、より多くの村民が交流の場に参加できる仕組みづくりを考えることが重要だといったご意見が多く挙げられました。さらに、民生児童委員のみならず、普段からすべての村民が「声掛け」や「見守り」に対する意識を持つこと、また、異変を感じた際にサインを見逃さず、必要な機関に「つなぐ」ことができる資質を備えることが重要であるといったご意見も多く挙げられました。

このようなことから、いのちを支える支援にあたっては、みんなでつながりみんなで守るといった村民意識の醸成や、イベント参加を促しイベントへの参加を通じてすべての村民が笑顔になれる環境づくりなどを進めていくことが重要であると考えられます。

また、いのちを支える支援のあり方として、「健康な人が健康な状態で居続けられるこ

と」も重要な視点であると考えられることから、「心と身体の健康づくりの充実」についても重点的に取り組んでいく必要があります。

■ 本村の「いのちを支える支援」に関する主なご意見

専門家（臨床心理士）	福祉団体（社会福祉協議会）	地域団体（民生児童委員）
・命に関わる話については、話を聞き続け、細く長く支援することが重要 ・相手を否定せず、同調しながら寄り添うことが大切 ・地域コミュニティの中で孤立と孤独を避け、人と関わる・つながることが重要 ・関わり合いの中では、普通の関わりを普通にすることでよい ・「いのちを支える支援」では、精神的に追い詰められた人たちだけではなく、健康な人が健康なまま居続けられるようサポートしていくといった視点も重要である	・イベントなどを活用し交流や楽しみの機会を作ることで「ひきこもり」の人を減らすような取組が重要である ・日頃からの「声掛け」や異変のサインを見落とさないような意識を持つことが重要である ・職員や村民向けのゲートキーパー養成講座があればよい ・ゲートキーパー養成講座以外でも村内で受講できる講座があれば、村民の講座への参加者は増えると思う	・家族以外で助け合える地域のつながりや温かく見守り続けることが大切 ・会話で異変を感じた時に相談窓口などへ「つなぐ」意識を持つことが重要 ・民生委員のみならず村民全員でサポートしていくといった意識啓発が必要 ・村民を対象としたゲートキーパー養成講座を開催すればどうか ・イベントを通じた人材交流をもっと推進すべき ・イベントの参加者が固定化してきており、広く村民が参加する（できる）イベントのあり方などを考える必要がある

ゲートキーパーとは？ コラム

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。ゲートキーパーは「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

変化に気づく

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

じっくり耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

支援先につなげる

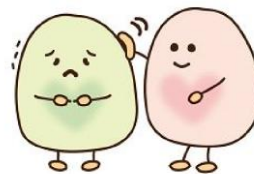
早めに専門家に相談するよう促す

温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

ゲートキーパーは「命の門番」とも位置付けられています。

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。



出典：厚生労働省ホームページ

第3節 第Ⅰ期計画の評価・振り返り

第Ⅰ期計画（前計画）では、「一人ひとりが支え合い、村民みなが安心して暮らせる村 上北山村」を基本理念に掲げ、地域福祉に関する各種取組を展開してきました。また、いのちを支える支援計画では、「人や地域がつながり 生きるを支える上北山村」を基本理念に掲げ、5つの基本的な取組と1つの重点的な取組を展開してきました。

ここでは、第Ⅰ期計画（前計画）で展開してきた各取組に対する評価・振り返りをを行います。

Ⅰ. 第Ⅰ期上北山村地域福祉計画の評価・振り返り

（Ⅰ）第Ⅰ期上北山村地域福祉計画の施策の体系

第Ⅰ期上北山村地域福祉計画では、以下のとおり、4つの基本目標と13の施策をもとに、24の各種取組を展開してきました。

■ 第Ⅰ期上北山村地域福祉計画の施策の体系

基本目標 1 「支え合い」促進のための体制づくり	基本目標 2 地域福祉施策の推進
1. 集い、つながる場の整備と活用 2. 見守り、支え合う関係づくり 3. 地域福祉を支える関係機関や団体との連携 4. 全庁的な体制の整備	1. 包括的な相談・支援体制の充実 2. 地域生活を支えるサービスの充実 3. 分野横断的な支援体制づくり 4. 啓発・広報活動の推進/情報提供の充実
基本目標 3 人権を尊重した地域福祉の推進	基本目標 4 地域福祉を支える人材の育成
1. 権利擁護の推進 2. すべての人に優しい福祉の村づくり	1. 福祉教育・学習の推進 2. 地域福祉を推進する人材の育成・支援 3. 福祉・介護人材の確保・定着

（Ⅱ）各取組の評価・振り返り

① 「支え合い」促進のための体制づくり（基本目標Ⅰ）【4施策12事業】

支え合い促進のための体制づくりとして、村民の交流・憩いの場の確保や見守り・支え合い体制の充実、関係部署及び関係機関などの連携の強化に努めてきました。

村民の交流・憩いの場については、コロナ禍により各種イベントを中止せざるを得ない状況となりましたが、令和5（2023）年度以降に再開した各種イベントでは、多くの村民の方々に参加頂きました。今後は、さらに多くの方に参加頂けるよう創意工夫を図るとともに、運営側の人員の確保についても併せて検討することが必要です。

また、見守り・支え合い活動では、民生児童委員や集落支援員などによる訪問・巡回

活動を中心に展開してきました。こうした活動を通じて、村民から感謝の声が寄せられる一方、集落支援員と村（行政）・社会福祉協議会との連携が十分にとれていない状況もありました。そのため、今後は、定期的な情報交換会を開催するなど、より連携を深め、村民ニーズに迅速に対応できる体制づくりを進めていく必要があります。

その他、関係部署や関係機関などとの連携については、コロナ禍の影響により、体制づくりをうまく進めることができませんでした。そのため、今後は、定期的な連絡協議会を開催するなど、連携体制の強化に努めていく必要があります。

②地域福祉施策の推進（基本目標2）【4施策11事業（再掲事業含む）】

保健師による家庭訪問、介護職員による声かけ訪問、民生児童委員による見守り支援活動などを通じて、気軽に相談できる体制や複合的な課題に分野横断的に対応できる体制づくりを進めてきました。また、南和圏域（1市3町8村）を通じて、障がいのある方の緊急時の受け入れ体制について整備することができました。

今後は、相談を受けた人が相談内容に応じて必要な機関に迅速かつ確実につなげられるよう、包括的な相談・支援体制の強化を図るとともに、必要な人に必要な情報を届けられるよう情報発信の強化並びにあり方について検討していく必要があります。

③人権を尊重した地域福祉の推進（基本目標3）【2施策5事業】

権利擁護の推進では、令和4（2022）年度より「差別を無くす村民集会」を再開できたことで、村民及び各種団体関係者への啓発活動につなげることができました。また、すべての人に優しい福祉の村づくりでは、令和5年度に「ワースリビングかみきた」玄関のバリアフリー化や手すりの設置を行いました。さらに、令和6（2024）年度には、上北山村役場の階段、手すりの改良を行いました。

今後も、このような活動を継続していくとともに、子どもや障がい者、高齢者などを取り巻く社会的背景を踏まえ、成年後見制度や障害者差別解消法に基づく合理的配慮、子どもの権利擁護などに関する普及啓発に努めることで、すべての村民の人権が尊重された地域共生社会の実現につなげていくことが必要と考えられます。

④地域福祉を支える人材の育成（基本目標4）【3施策3事業】

地域福祉を支える人材として、地域包括支援センターと社会福祉協議会において、介護支援専門員をそれぞれ1名確保することができました。しかしながら、当初予定していた「義務教育学校及び施設での福祉教育」については、コロナ禍の影響により、学校関係者との連携が希薄となり、実施には至りませんでした。

本村にとって、福祉人材の確保は極めて重要な課題であることから、これまでの取組を継承しつつ、今後は、抜本的な取組を検討していくことも必要と考えられます。

2. 第Ⅰ期上北山村いのちを支える支援計画の評価・振り返り

(1) 第Ⅰ期上北山村いのちを支える支援計画の施策の体系

第Ⅰ期上北山村いのちを支える支援計画では、以下のとおり、5つの基本的な取組をもとに、27の各種取組を展開してきました。

■ 第Ⅰ期上北山村いのちを支える支援計画の施策の体系

基本的な取組 1 地域におけるネットワークの強化	基本的な取組 2 自殺対策を支える人材の育成
1. 庁内の連携体制の構築 2. 地域福祉のネットワーク	1. 職員への自殺対策に関する研修の充実 2. 子どもへの自殺対策に関する周知・啓発
基本的な取組 3 村民への啓発と周知	基本的な取組 4 生きることの促進要因への支援
1. 村民への自殺対策に対する周知・啓発 2. 日々の健康づくりや福祉サービスの実施	1. 村民の居場所づくり 2. 相談支援体制の充実 3. 遺された人への支援
基本的な取組 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進	
1. SOS の出し方に関する教育の推進	

(2) 各取組の評価・振り返り

①地域におけるネットワークの強化（基本的な取組1）【2施策6事業】

民生児童委員により訪問活動や、保健師による家庭訪問など、村民とのつながりや見守り活動については、概ね取組を進めることが出来たものの、コロナ禍の影響により、庁内の連携体制を構築するに至りませんでした。

今後は、庁内の連携体制の構築はもちろんのこと、関係者間で組織する「(仮称)自殺連絡協議会」の立ち上げを検討するなど、より組織的かつ横断的な連携体制の構築を目指していく必要があります。

②自殺対策を考える人材の育成（基本的な取組2）【2施策2事業】

子どもへの自殺対策に関する周知・啓発として、義務教育学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置（年11回奈良県より派遣）し、子どもたちの心のケアや置かれている環境改善への働きかけを専門的見地に基づく教職員及び保護者へのアドバイスなども実施してきました。子どもの人数が限られていることから、きめ細

かな対応ができ、子どもたちの健やかな成長にもつなげることができました。一方、職員への自殺対策に関する研修については、令和3（2021）年度に予定していたものの、コロナ禍の影響により実施することができませんでした。

今後は、職員を対象としたゲートキーパー研修のみならず、教育・医療・福祉団体など、いのちを支える支援に関わる各関係機関も含めたゲートキーパー研修を実施することで、自殺対策を支える多くの人材育成につなげていくことが重要です。

③村民への啓発と周知（基本的な取組3）【2施策10事業（再掲事業含む）】

村民への自殺対策に対する周知・啓発として、保健福祉課前カウンターにおいて自死遺族へのカウンセリング機関の周知を行ったほか、役場窓口にて悩みや相談ごとに関する相談窓口を知らせるリーフレットを置くなど、一定の周知・啓発は出来たものの、広報紙や村ホームページを活用した積極的な情報発信を行うまでは至りませんでした。そのため、今後は、あらゆる機会や媒体を活用し、積極的な情報発信を行うなど、これまで以上に村民への自殺対策についての周知を進めていくことが求められます。

また、自殺予防に資する健康づくりの一環として、特定健康診査事業や各種がん検診事業、生活習慣病予防教室などを実施してきました。生活習慣病予防教室は、コロナ禍のため毎年実施することができませんでしたが、このような事業を継続的に取り組むことで、村民の健康づくりと自殺予防につなげていくことが必要です。

④生きることの促進要因への支援（基本的な取組4）【3施策10事業（再掲事業含む）】

子育て世代に対しては、保育環境の整備や学童クラブを通じて、安心して働ける環境整備に努めるとともに、高齢者に対しては、グランドゴルフなどを通じて、外出や交流機会や健康づくりの場を提供することで、孤立・孤独の防止につなげる取組に努めてきました。今後とも、すべての村民が精神的に追い詰められたり孤立したりしないよう、村民の居場所づくりの充実を図っていく必要があります。

また、村民の心のケア対策として、臨床心理士によるメンタルヘルス相談会を2カ月に1回、生後4か月までの子どもがいる家庭への保健師による新生児訪問、その他、自死遺族へのパンフレットによる情報提供などを行ってきました。今後も、こうした相談支援体制の充実を図っていくとともに、悩みなどの相談窓口に関する周知を強化することで、一人で悩まず気軽に相談しようと思える環境づくりを進めていくことも重要と考えられます。

⑤児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進（基本的な取組 5）

【Ⅰ施策 2 事業（再掲事業含む）】

児童生徒の SOS の出し方に関する教育では、前述のとおり、義務教育学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置（年 11 回奈良県より派遣）することにより、子どもたちの心のケアや置かれている環境改善の働きかけと併せて実践してきました。また、その他の教育相談として、児童生徒の保護者から相談を受けた場合は、保育士・保健師・教育委員会・学校などが連携し、相談分野に応じて適切な相談対応を行ってきました。

今後も、スクールカウンセラーを通じた児童生徒への SOS の出し方に関する教育を継続するとともに、児童生徒に関する相談があった場合に、より迅速に対応できる体制づくりを進めていくことが重要です。

（３）設定指標の評価・検証

第 1 期計画で掲げた「いのちを支える支援計画」における評価指標の検証結果は以下のとおりとなります。

コロナ禍の影響により事業が停滞したため、多くの項目で目標値を下回る結果となりましたが、こころの健康づくり相談会での相談者数は、目標値どおり増加傾向となっています。

	項目	プロセス指標(評価指標)	初期値 H30 年度	目標値 R6年度	評価値 R6年度
基本 施策	地域におけるネットワークの強化	地域包括ケア会議の開催回数	8 回	増加	0 回
	自殺対策を支える人材の育成	職員を対象としたゲートキーパー研修の実施	—	3 回	0 回
	村民への啓発と周知	リーフレットなどの配布	—	3 回	1 回
	生きることの促進要因への支援	こんにちは赤ちゃん訪問事業（産後うつ対策）	全件	維持	維持
	児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進	スクールカウンセラーの配置	1 人	維持	維持
重点 施策	高齢者に対する自殺対策の推進	民生委員・児童委員の相談件数	1,182 件	増加	336 件 (R5年度)
		村が発行している広報・HP を活用した自殺対策に関する情報発信	—	3 回	0 回
		村民の居場所づくり（いどばたカフェ・ワイワイ座談会）	71 人	増加	42 人 (R6年度)
		こころの健康づくり相談会での相談者数	7 人	増加	11 人

第 3 章

第 2 期上北山村地域福祉計画

第1節 基本理念

コンパクトな地理的特性を有する本村では、村民の多くが顔見知りであるにも関わらず、コロナ禍の影響により、人と人とのつながりや交流機会が減少したことで、地域内での社会的なつながりが希薄化してきています。特に、65歳以上の高齢者が多い本村では、人と人との交流を通じた生きがいづくりは、地域福祉を実現するうえで極めて重要であり、これまでに以上に取り組を強化していくことが求められています。また、山間部に位置する本村では、福祉を担う専門職が慢性的に不足しており、安定的な人材の確保が求められているほか、地域で福祉を支える次世代の人材育成や関係機関との連携体制の強化なども課題となっています。

こうした多くの課題を抱える本村では、一方で、コンパクトな地理的特性を生かし、先人の代から、村民の誰かが困ったときに手を差し伸べ、支え合うといった文化が根付いており、こうした顔の見える関係性を強みとして最大化することで、村民みなで支え合いながら本村の地域福祉を推進していくことが求められています。

第2期上北山村地域福祉計画では、このような本村を取り巻く現状を勘案したうえで、以下の基本理念を掲げ、すべての村民のための地域福祉の実現を目指します。

■ 基本理念

一人ひとりが支え合い、
村民みながつながり暮らせる村
上北山村

第2節 基本施策

本計画では、上記基本理念を実現するために、4つの基本施策を定め、各種取組を推進します。

基本施策1	地域福祉の中心となる村民の生きがいづくり
基本施策2	地域福祉を支える人づくり
基本施策3	地域福祉を推進するための体制づくり
基本施策4	地域福祉が整った村づくり

第3節 施策体系

基本理念

一人ひとりが支え合い、
村民みながつながり暮らせる村
上北山村

基本施策1 地域福祉の中心となる村民の生きがいづくり

- (1) 交流・活動の場の充実
- (2) 社会参加の促進
- (3) 健康づくりの支援

基本施策2 地域福祉を支える人づくり

- (1) 福祉・介護人材の確保・定着
- (2) 地域で福祉を支える次世代の人材育成
- (3) 福祉教育・学習の推進

基本施策3 地域福祉を推進するための体制づくり

- (1) 支え合い体制の充実
- (2) 見守り体制の充実
- (3) 相談体制（情報提供含む）の充実

基本施策4 地域福祉が整った村づくり

- (1) 人権尊重の村づくり
- (2) ユニバーサルデザインの村づくり
- (3) 防災対策の推進

第4節 施策の展開

1. 地域福祉の中心となる村民の生きがいづくり（基本施策1）

「生きがい」を持つことは、健康に多くの好影響をもたらすとともに、地域や人とのつながりを通じ、社会的孤立を防止するほか、認知症予防にも効果があると言われています。

そのため、日ごろから村民が集うことのできる機会や活動の場を整えていくとともに、就労やボランティア活動などを通じた社会参加の機会につながる環境づくりに努めます。また、村民みながいっまでも「生きがい」を持ち続けられるよう、心身の健康づくりを支援します。

（1）交流・活動の場の充実

すべての村民が楽しめるイベントや活動を充実させることで、世代や立場を超えた交流を促進し、地域全体のつながりと活力を高めていくことが重要です。

本村の生涯学習センター（とちの木センター）では、あらゆる学習用途に柔軟に対応し、村民が気軽に集い、学び、楽しめる環境が整っています。また、保健福祉課や住民課ではワイワイ座談会や母子・父子・寡婦会事業などを通じて、村民同士の交流の場の提供に努めています。

今後も、村民同士の交流機会の充実を図ることで、地域のつながりや活力の向上、さらには村民一人ひとりの「生きがい」づくりに努めます。

【村民が取り組めること】

集いの場に参加する
・各種教室や講座、団体の集まりや憩いの場などに積極的に参加する。

【自治体の行うこと】

注）以下、表中区分欄の新規事業についての表記は次の通りとする。

・新規(枠なし)・・・基本事業として既に実施しているが、本計画では新たに実施する事業

・**新規**(枠あり)・・・本計画から新たに実施する事業

No	事業	事業内容	事業主体	区分
1	生涯学習センター（とちの木センター）の活用	とちの木センターで実施するイベントなどについて、多様な企画を検討するとともに、積極的な広報・啓発活動を通じて、広く村民の利用を促進します。	教育委員会	継続
2	スポーツ活動の促進	高齢者や障がい者のニーズに応じたスポーツイベントなどを開催するとともに、近隣自治体とのスポーツ交流などを通じ、スポーツ活動を促進します。	教育委員会 住民課 保健福祉課	新規
3	ラジオ体操の実施	学校の夏季休業期間に、各大字でスポーツ推進委員が主になってラジオ体操を実施します。	教育委員会	継続

No	事業	事業内容	事業主体	区分
4	集落支援員事業の推進	かみきた山のめぐみ市などの交流の場において、地域団体などと連携し、地域の維持・活性化を図ります。	企画政策課	継続
5	母子・父子・寡婦会事業の推進	会員間の交流・活動の場として、母子・父子・寡婦会事業を推進します。	住民課	継続
6	ワイワイ座談会の開催	高齢者の交流・活動の場として、65 歳以上の集いの場、福祉サービスの困りごとを相談する場、認知症カフェなどを目的とした会合の充実を図ります。	保健福祉課 社協	継続
7	学習講座の開催	村民の交流・活動の場として、クラフト教室や料理教室、歴史教室などの学習講座を開催します。	教育委員会	継続
8	文化活動の推進	文化展での作品出品やふれあい祭り、芸術鑑賞などを通じて、村民の文化活動を促進します。	教育委員会	新規
9	地域交流の推進	地域と園・学校の行事などにおける連携を強化することで、地域内の多様な人々や主体と交流する機会の充実を図ります。	教育委員会	新規

(2) 社会参加の促進

社会と関わり合いを持つことは、個人の自己成長につながるほか、自己肯定感や幸福感的向上、さらに心身の健康への好影響などの効果も期待されます。

そのため、就労やボランティア活動などを通じて、すべての村民が積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

【村民が取り組めること】

積極的に情報を収集する
・就労やボランティア、その他地域活動に関する情報を収集し、積極的に参加する。

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
10	就労の促進	関係機関との連携を図りながら、高齢者や障がい者の就労・雇用機会の拡大などの支援を図ります。	総務課 保健福祉課	新規

(3) 健康づくりの支援

いつまでも生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、健康であることが重要です。

そのため、村民が長く健康で居続けられるよう、健康づくりに関する各種取組を支援します。

【村民が取り組めること】

健康診査などを必ず受診するほか、食習慣に気を付ける	
・各種健診などを必ず受診する。 ・栄養バランスの整った食事を摂取するとともに、食育に関する知識を習得する。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
11	健康づくりにむけた意識の醸成	村民自らが健康づくりに取り組めるよう、広報やホームページ、チラシなど様々な媒体を活用し、村民への健康に関する周知・啓発を行います。	保健福祉課	新規
12	健康相談・指導の実施	特定健康診査時に歯科衛生士による歯周疾患予防相談や、心身の健康に関する個別相談を行います。また、臨床心理士による相談を行うなど、地域全体での健康づくりを推進します。	保健福祉課	新規
13	健康教室・各種検診などの実施	特定健診、各種がん(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)検診を実施します。 また、生活習慣病に対する理解を促進するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる健康づくり教室、エクササイズ教室などを開催し、村民の生活習慣病への取組を推進します。 さらに、地域、家庭、診療所との連携によるこどもの健康づくり教室を開催するなど、こどもの健康づくりに関する取組を推進します。	保健福祉課	新規
14	母子保健事業の推進	新生児の家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業)や乳幼児健康診査、任意予防接種費の助成など、各種母子保健事業を推進します。	保健福祉課	新規
15	保健師による家庭訪問	保健師が困りごとを抱える各家庭を訪問し、相談ごとや健康相談を受けられる取組を推進します。	保健福祉課	継続
16	孤立・閉じこもり予防事業の推進	閉じこもりなどの何らかの支援を必要とする者を把握し、保健師による訪問を実施します。	保健福祉課	新規
17	食育の推進	バランスのとれた栄養の摂取や減塩の重要性など、生活習慣病を予防するための適切な情報発信を通じて、健全な食生活を実践できる力を育みます。	保健福祉課	新規

2. 地域福祉を支える人づくり（基本施策2）

地域福祉を維持し支えていくためには、村民や行政、団体などが良好な関係性を築くことに加え、専門知識を有した地域福祉の担い手の支援・育成を行っていくことが重要です。また、幼少期からの福祉教育などにより、将来の福祉人材の育成を図っていくことが必要です。

そのため、村内外から福祉人材の担い手確保に努めるとともに、人材の確保・定着にむけた次世代の人材育成・福祉教育などを推進し、地域福祉の持続的な体制づくりを構築します。

（1）福祉・介護人材の確保・定着

福祉・介護サービスを持続的に提供していくためには、専門的な知識と技術を持った人材を確保・育成していくことが必要です。

そのため、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、福祉・介護職の魅力の発信などを通じて、新たな担い手の確保に努めていきます。

【村民が取り組めること】

福祉や介護のことを知る	
・福祉や介護分野の就労について調べる。	
・福祉や介護に関する専門的な知識がなくても取り組める活動について調べる。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
18	人材確保に向けた環境整備	福祉人材の確保に向けた補助制度の検討を行うとともに、関係機関や近隣市町村と連携した協力体制について検討を行います。	保健福祉課	拡充
19	福祉・介護職に関する情報発信	広報でのPRや義務教育学校への出前講座などを通じて福祉・介護職の魅力の発信に努めます。	保健福祉課 教育委員会	新規
20	業務負担軽減に向けた支援	介護分野における文書負担の軽減を図るため、指定申請や報酬請求などの標準様式と「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化を図るとともに、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組を推進します。 また、介護サービス事業所に対して、ICTや介護ロボット、国・県の補助制度に関する情報提供を行うなど、業務負担軽減に向けた支援を行います。	保健福祉課	新規
21	介護職員など養成講座の実施	元気高齢者の介護分野における就労を促進することで、高齢者の生きがいづくりと介護現場の人材不足の両面での課題解決を図ります。	保健福祉課	新規

（２）地域で福祉を支える次世代の人材育成

少子高齢化が進む中、将来にわたる持続可能な地域福祉を推進していくためには、次世代を担う人材の育成が急務となります。

そのため、村内の子どもたちに対して、様々な機会や体験を通じて地域福祉に触れ合う環境づくりを推進します。

【村民が取り組めること】

福祉に関する様々な交流・体験機会に触れる	
・交流、体験機会に積極的に参加する。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
22	交流・体験活動などの実施	義務教育学校及び福祉施設と連携し、子どもと高齢者、障がい者の福祉施設などでの交流や介護体験活動などを実施します。	教育委員会 保健福祉課	新規
23	次世代ボランティア育成事業の推進	義務教育学校及び社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、子どもたちのボランティア体験活動を実施します。	教育委員会 社協	新規

（３）福祉教育・学習の推進

地域福祉を推進するためには、地域のことを知り・学び、福祉に関心をもつ人を増やすことが重要です。

そのため、福祉を学ぶ機会を提供し、地域での支え合い・助け合いの意識の醸成につなげるとともに、福祉教育・学習や地域と連携した活動への参加を通して、地域福祉に関する理解や関心を高めていきます。

【村民が取り組めること】

福祉や郷土のことを知る	
・本村に歴史をはじめ、地域のことを積極的に学ぶ。 ・福祉について自ら調べたり、聞いたりする。（福祉に関心を持つ）	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
24	義務教育学校及び施設での福祉教育の実施	地域福祉への理解や関心を促進するため、義務教育学校や施設において、福祉教育（職場体験）を実施します。	教育委員会 保健福祉課	継続

No	事業	事業内容	事業主体	区分
25	村民に対する福祉学習の推進	村民の地域福祉への理解や関心を促進するため、広報やホームページ、チラシなど様々な媒体を活用した地域福祉の啓発を行うとともに、村民を対象とした福祉セミナーの実施を検討します。	保健福祉課	新規
再 22	交流・体験活動などの実施	義務教育学校及び福祉施設と連携し、子どもと高齢者、障がい者の福祉施設などでの交流や介護体験活動などを実施します。	教育委員会 保健福祉課	新規

3. 地域福祉を推進するための体制づくり（基本施策3）

人口減少・少子高齢化といった人口構造の変化に伴い、地域コミュニティの衰退・希薄化が見られる中、地域内での「支え合い」や「助け合い」といった共助や、行政が果たす公助の役割は、今後、ますます重要となることが予想されます。

そのため、共助の面では、村民みな「顔の見える」関係づくりを推進するとともに、公助の面においても分野や機関を横断した関係機関間の「顔の見える」体制づくりを構築し、地域全体で支え合う共生社会の実現を図ります。

（1）支え合い体制の充実

地域福祉を村全体で推進していくためには、平時より村民同士が会話をし、支え合うための良好な関係づくりを行うとともに、地域福祉を担う団体や関係機関が連携し、分野横断的な支援体制を構築することで、村民への迅速かつ適切な福祉サービスなどの提供につなげていくことが重要です。

そのため、あらゆる場面における「顔の見える」関係づくりを推進します。

【村民が取り組めること】

日ごろから声かけをする	
・「おはよう」、「こんにちは」などの積極的な挨拶や声かけをする。 ・関係団体などが開催する会合などへ積極的に参加する。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
26	関係団体との連携	民生委員・児童委員、ボランティア団体、サービス提供事業者、教育・医療機関など、地域福祉を支える様々な関係団体などとのネットワーク体制の整備・強化を図ります。	全課	拡充
27	社会福祉協議会との連携・強化	上北山村社会福祉協議会との連携体制を強化し、地域一体となった福祉支援を行います。	保健福祉課	継続
28	重層的支援体制の整備	村民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、様々な分野が連携し、包括的な支援を行うため、包括的相談支援体制をはじめとした重層的支援体制の取組を推進します。	保健福祉課	新規
29	地域コミュニティ（共助）の活性化	地域住民のつながりを基礎としたコミュニティの形成を推進することで、平時の助け合いのみならず、災害など緊急時の高齢者や障害者など、避難行動要支援者の避難支援を促進します。	総務課 保健福祉課 住民課	新規

No	事業	事業内容	事業主体	区分
30	地域生活支援拠点事業の推進	緊急時の受入れ体制などを確保した上で、緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を実施します。	保健福祉課	継続
31	地域とともにある学校づくり	保護者や地域住民の意見を学校に反映し、地域とともにある学校づくりの実現に取り組みます。	教育委員会	継続
32	福祉サービスの提供	要介護認定者数やサービス利用状況、今後の要介護高齢者の推計人口などを総合的に考慮し、居宅サービスが適切に提供される体制づくりを進めます。また、外出支援サービスとして、介護が必要な方の運行方法について検討します。	保健福祉課	新規

（２）見守り体制の充実

高齢者単身世帯や認知症高齢者の増加に伴い地域が一体となった見守り体制は、ますます重要となってきています。

村民みなが安心して暮らせるよう、地域における見守り体制の充実・強化に努めます。

【村民が取り組めること】

日ごろから良好な関係性を構築する
・隣人などで困った人を見かけたら、積極的な声かけをする。

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
33	民生委員・児童委員の活動支援	村民への必要に応じた援助、生活に関する良き相談役として活動する民生・児童委員の活動に対する支援を実施します。	住民課	継続
34	声かけ訪問の実施	75歳以上の方に対し、月2回程度、介護職員による声かけ訪問を実施します。	社協	継続
再 15	保健師による家庭訪問	保健師が困りごとを抱える各家庭を訪問し、相談ごとや健康相談を受けられる取組を推進します。	保健福祉課	継続
再 4	集落支援員事業の推進	かみきた山のめぐみ市などの交流の場において、地域団体などと連携し、地域の維持・活性化を図ります。	企画政策課	継続
再 29	地域コミュニティ（共助）の活性化	地域住民のつながりを基礎としたコミュニティの形成を推進することで、平時の助け合いのみならず、災害など緊急時の高齢者や障害者など、避難行動要支援者の避難支援を促進します。	総務課 保健福祉課 住民課	新規

（３）相談体制（情報提供含む）の充実

困りごとや悩みを抱えている人が相談しやすい環境を日ごろから整え、細かな変化に気がつくことのできる関係性を構築していく必要があります。

そのため、気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、相談を受けた人が相談内容に応じて必要な機関に迅速につながられるよう、包括的な相談・支援体制の整備を図ります。

【村民が取り組めること】

日ごろから相談窓口を把握しておく	
・困ったことがあったときは、すぐに相談する。	
・困った人を見かけたときは、相談窓口を教えてあげる。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
再 28	重層的支援体制の整備	村民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、様々な分野が連携し、包括的な支援を行うため、包括的相談支援体制の整備をはじめとした重層的支援体制整備事業の実施を検討します。	保健福祉課	新規
35	情報提供体制の整備・発信	多様な情報発信手段を活用し、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供体制の強化及び情報発信を行います。	総務課	新規
36	相談窓口の周知・啓発	「広報かみきたやま」をはじめとした多様な媒体を活用し、各種相談窓口の周知・強化を図ります。	総務課	拡充

4. 地域福祉が整った村づくり（基本施策4）

住み慣れた地域で、誰もが自分らしく日常生活を送るためには、人権を尊重した村づくりを推進するとともに、障がいがあっても不自由なく生活できる環境づくりを進めていくことが重要です。また、平時・災害時問わず、村民みなが助け合いながら、誰一人取り残さない地域づくりを進めていく必要があります。

そのため、一人ひとりの人権を大切にし、公助・共助を通じて、すべての人に優しい村づくりに取り組みます。

（1）人権尊重の村づくり

我々人間は、生まれながらにして、様々な権利をもっています。しかし、外見や個性によって、その権利が虐げられる場面に出くわすことも少なからずあります。

そのため、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるよう、一人ひとりの権利を守るための取り組みを進めます。

【村民が取り組めること】

人権について知見を深める	
・人権に反する出来事を見聞きした際、専門窓口相談する。	
・講演会やセミナーへ積極的に参加する。	

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
37	人権啓発の推進	人権は、誰もが変わりなく尊重されるものであるという考えのもと、人権啓発に努めます。	住民課	継続
38	人権教育の推進	男女共同参画や人権をテーマに、専門家や有識者を講師に招き、すべての村民の人権が尊重されるよう、人権意識の醸成を図るとともに、人権教育推進協議会や人権・同和問題啓発活動推進本部をはじめ、村内各種団体などとの連携を強化し、人権の課題などの克服に向けた取組を推進します。	住民課	継続
39	人権擁護委員による相談会の実施	人権擁護委員が来庁し、年2回村民の人権相談会を実施します。	住民課	継続
40	虐待防止対策の推進	地域における関係者が連携し、高齢者などの虐待防止にむけた体制づくりや虐待の早期発見や相談窓口に関する普及活動を推進します。	保健福祉課	新規

No	事業	事業内容	事業主体	区分
41	成年後見制度の利用促進	地域の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けて、中核機関を設置するとともに、制度のさらなる周知を図ります。 また、本人や親族による申立て成年後見制度の費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や成年後見人などへの報酬費用の助成について検討します。	保健福祉課	新規
42	多様性を受け入れる意識の醸成	村民一人ひとりが多様性について理解し、互いの違いを尊重し合えるよう、広報紙や各種事業を通して意識の醸成を図ります。	全課	新規

(2) ユニバーサルデザインの村づくり

全ての村民が快適かつ不自由なく生活するためには、ユニバーサルデザインが整った村づくりを進めていく必要があります。

そのため、歩道や公共施設、住宅のバリアフリーを推進するとともに、高齢者をはじめとした移動支援が必要な方の円滑な移動手段の確保・整備について検討を進めます。

【村民が取り組めること】

困っている人や助けを必要としている人に声かけを行う
・移動に困っている人がいれば、声かけやお手伝いをする。

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
43	公共施設のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの適用に努めます。	全課	継続
44	住宅バリアフリー化への支援	高齢者や障害のある人が生活しやすい住宅を確保できるよう、住宅改修を促進するための、情報提供や支援策の充実を図ります。	建設課	新規
45	移動手段の整備・検討	高齢者などの移動手段確保のため、地域公共交通部門と高齢者福祉部門の関係者が、地域の課題について認識を共有し、必要な対策を共に講じることが出来る連携の仕組みを検討します。 また、コミュニティバスの充実に努めるとともに、バス路線の確保など、関係機関の理解・協力を得ながら検討を進めます。	企画政策課 保健福祉課	新規

（３）防災対策の推進

地震や台風などの自然災害に備え、すべての村民が安心して暮らせるよう、防災対策を強化する必要があります。

そのため、村民の防災意識の向上を図る取組や共助の取組、さらに災害時要支援者への防災対策の強化を進めます。

【村民が取り組めること】

自助・共助の取組を進める	
・	平時より、災害に備えた準備をしておく。（備蓄、避難場所・避難経路の確認など）
・	日ごろより、コミュニティ内で、「おはよう」、「こんにちは」などの積極的な挨拶や声かけをする。

【自治体の行うこと】

No	事業	事業内容	事業主体	区分
46	村民の防災意識の醸成	危険箇所などを掲載したハザードマップの作成・配布や定期的な防災訓練の実施、自主防災組織の育成などにより、村民の防災意識の向上を図ります。また、義務教育学校において防災学習の機会を図ります。	総務課	新規
再 29	地域コミュニティ（共助）の活性化	地域住民のつながりを基礎としたコミュニティの形成を推進することで、平時の助け合いのみならず、災害など緊急時の高齢者や障害者など、避難行動要支援者の避難支援を促進します。	総務課 保健福祉課 住民課	新規
47	災害時要支援者名簿の活用	自力で避難が困難な高齢者などを把握し、「災害時要支援者名簿」を作成し、災害時の迅速かつ的確な避難支援を図ります。	総務課	新規

第4章

第2期上北山村いのちを支える支援計画

第1節 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、生きることの阻害要因が促進要因を上回った時にリスクが高まります。そのため、いのちを支える支援対策では、生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組を行うことで自殺リスクの低減を図ることが重要です。

関係者団体ヒアリングでは、村民みんなが交流できる機会を持つことや、みんなでつながりみんなを守るといった村民意識の醸成を図ることが必要であるといった意見が多く挙げられました。

こうした取組を通じて、阻害要因を減らし促進要因を増やすための構造を作り出すことと、そして、すべての村民がいのちを支える支援対策を我が事ととらえ、つながり続けていくことが重要であると考えられます。

第2期上北山村いのちを支える支援計画では、このような考え方のもと、以下の基本理念を掲げ、自殺者ゼロの村づくりを推進します。

■ 基本理念

村民みながつながり
生きるを支える上北山村

第2節 基本施策

本計画では、上記基本理念を実現するために、4つの基本施策と1つの重点施策を定め、各種取組を推進します。

基本施策1	地域におけるネットワークの強化
基本施策2	自殺対策を支える人材の育成
基本施策3	村民への啓発と周知
基本施策4	生きることの促進要因への支援
重点施策	高齢者に対する自殺対策の推進

第3節 施策体系

基本理念

村民みながつながり 生きるを支える上北山村

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 連携体制の構築
- (2) 見守り体制の充実

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- (1) 職員への自殺対策に関する研修などの充実
- (2) 職員以外への自殺対策に関する研修などの充実

基本施策3 村民への啓発と周知

- (1) 村民への自殺対策に対する周知・啓発
- (2) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進
- (3) 遺された人への支援

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- (1) 村民の居場所づくり
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 心と身体の健康づくりの充実

重点施策 高齢者に対する自殺対策の推進

- (1) 介護予防と健康づくり
- (2) 高齢者の生きがいつくりの推進
- (3) 高齢者の見守り体制の充実

第4節 施策の展開

1. 地域におけるネットワークの強化（基本施策1）

自殺やいじめのない社会を実現するためには、自殺対策を「生きることの包括的支援」として地域全体で推進・展開していくことが必要となり、それには自殺対策に関わる地域の様々な団体や担い手、地域住民が連携し、対策を推進するうえでの体制や基盤の構築・強化を図っていくことが重要です。

そのため、本村の自殺対策に関わる様々な地域ネットワークとの連携を強化し、自殺対策に係る包括的な取組を推進します。

（1）連携体制の構築

自殺対策にかかる現状の共有や課題解決に向けた検討を行うために、村全体での連携を図る場づくりが求められます。そのため、庁内各課における連携を強化するための庁内連絡会を設置するとともに、関係団体などとの連携による自殺対策を推進します。

注）以下、表中区分欄の新規事業についての表記は次の通りとする。

・新規(枠なし)・・・基本事業として既に実施しているが、本計画では新たに実施する事業

・新規(枠あり)・・・本計画から新たに実施する事業

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
1	庁内連絡会の設置	庁内において分野を横断した対応をするため実施体制の整備・強化を図ります。	保健福祉課	継続
2	関係団体との連携	民生委員・児童委員、ボランティア団体、サービス提供事業者、教育・医療機関など、地域福祉を支える様々な関係団体などとのネットワーク体制の整備・強化を図ります。	全課	拡充
3	社会福祉協議会との連携・強化	上北山村社会福祉協議会との連携体制を強化し、地域一体となった福祉支援を行います。	保健福祉課	継続
4	地域生活支援拠点事業の推進	緊急時の受入れ体制などを確保した上で、緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を実施します。	保健福祉課	継続

（2）見守り体制の充実

様々な問題が自殺リスクにつながる前に、より早い段階で問題解決ができるよう、特定分野における問題についても村全体で解決に向けた連携体制を構築します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
5	集落支援員による巡回	各集落を巡回し、生活上の相談や困りごとなどに対する聞き取り、傾聴を行います。	企画政策課	継続

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
6	保健師による家庭訪問	保健師が困りごとを抱える各家庭を訪問し、相談ごとや健康相談を受けられる取組を推進します。	保健福祉課	継続
7	地域コミュニティ(共助)の活性化	地域住民のつながりを基礎としたコミュニティの形成を推進することで、平時の助け合いなどを促進します。	総務課 保健福祉課 住民課	新規
8	民生委員・児童委員の活動支援	村民への必要に応じた援助、生活に関する良き相談役として活動する民生・児童委員の活動に対する支援を実施します。	住民課	継続
9	声かけ訪問の実施	75歳以上の方に対し、月2回程度、介護職員による声かけ訪問を実施します。	社協	継続

2. 自殺対策を支える人材の育成（基本施策2）

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に、早期に「気づき」、これに適切に対応できるようにするためには、必要な研修を受講するなど、自殺対策に関する正しい知識の取得やスキルの向上が必要です。

そのため、村職員のみならず、関係団体や村民も含め、広く自殺対策を支える人材の確保・育成を図ります。

（1）職員への自殺対策に関する研修の充実

自殺の兆候を早期に察知し、適切な対応ができる人（ゲートキーパー）を育成するために、村職員の研修機会の充実を図ります。また、職員がハイリスク者に気づいたときに、迅速に相談窓口などにつなぐことができる体制づくりを進めるとともに、心のSOSに気づいたときの対処法についての健康教育などを推進します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
10	村職員ゲートキーパー研修の実施	村職員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。	保健福祉課	継続
11	職員に対するメンタルヘルス対策の推進	心の健康、休養・睡眠、ストレス対処法及びうつ病やアルコール問題への正しい理解と心のSOSなどに気づいたときの対処法についての健康教育及び周知啓発を行います。	保健福祉課	新規

（2）職員以外への自殺対策に関する研修の充実

自殺予防に向けた取組を地域全体に普及するため、関係機関や村民を対象とした研修機会の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
12	多様な主体を対象としたゲートキーパー研修の実施	村内の義務教育学校の教職員や介護サービス事業所など専門職団体、消防団及び村民を対象に、ゲートキーパー研修を実施します。	保健福祉課	新規

3. 村民への啓発と周知（基本施策3）

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、そうした危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であることを、地域全体の共通認識にしなければなりません。また、自殺に対する誤った認識や偏見により、遺族が苦しんだり支援者による支援が妨げられることがないように、自殺に対する偏見の払拭や正しい理解の普及・啓発に努めていくことが重要です。

そのため、村民への自殺対策に対する正しい知識などの普及を図るとともに、遺族などの心のケアに資する取組を推進します。

（1）村民への自殺対策に対する周知・啓発

本村における自殺への対策を村民に周知・啓発することによって、地域全体で自殺対策に取り組んでいきます。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
13	情報提供体制の整備・発信【再掲】	多様な情報発信手段を活用し、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供体制の強化及び情報発信を行います。	総務課	新規
14	自殺予防の啓発	ポスターや広報などを活用し、自殺予防週間・自殺対策強化月間における自殺予防などに関する啓発を行います。	保健福祉課	新規
15	性的マイノリティなどに対する村民の理解促進	精神障がい、発達障がい、性的マイノリティなどの方の中には、外見からはわかりにくい方もおられることから、多様性をお互いに認め合える人間関係や地域づくりを目指した取組や啓発活動を行います。	保健福祉課	新規

（2）児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

「生きることの包括的な支援」として、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる人に助けの声をあげることができるよう、SOS の出し方に関する教育に取り組みます。また、SOS の出し方に関する教育に加え、相談支援を行い、各種連携強化にも取り組みます。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
16	SOS の出し方に関する教育の実施	義務教育学校において、年1回以上 SOS の出し方に関する教育を実施します。	教育委員会	新規
17	スクールカウンセラーなどの配置	義務教育学校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちの心のケアや置かれている環境改善への働きかけを行います。	教育委員会	継続

(3) 遺された人への支援

自死遺族などへの支援として、各種行政手続きや相続に関する情報提供などを行うとともに、遺族の孤立化を防ぎ、遺族の心を支えることも重要です。

そのため、必要に応じて、自死遺族へのアウトリーチ（訪問）などの取組を推進します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
18	自死遺族への情報提供・相談窓口の周知	自死遺族支援として、大切な人を突然失った際に生じやすい心身の反応や対応方法、必要な法的及び行政上の諸手続きなどの情報及び相談機関の周知を図ります。	保健福祉課	新規
19	自死遺族へのアウトリーチ（訪問）の実施	必要に応じて、自死遺族の心の負担感の軽減などを図ることを目的として、保健師などによるアウトリーチ（訪問）を実施します。	保健福祉課	新規

4. 生きることの促進要因への支援（基本施策4）

自殺に追い込まれるリスクは、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに高くなると言われています。そのため、孤独や生活苦、社会的困難などの「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、自己肯定感や豊かな人間関係などの「生きることの促進要因」を増やすための取組を行うことが重要です。

様々な機会や場面を通じて、「生きることの阻害要因」を減らし、一つでも多くの「生きることの促進要因」を生み出していけるよう、各種取組を推進します。

（1）村民の居場所づくり

村民一人ひとりが心のよりどころとなる場所や人の存在をつくり、心の孤立化を防ぐことで、未然に自殺を防ぐ取組を推進します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
20	生涯学習センター（とちの木センター）の活用	とちの木センターで実施するイベントなどについて、多様な企画を検討するとともに、積極的な広報・啓発活動を通じて、広く村民の利用を促進します。	教育委員会	継続
21	スポーツ活動の促進	高齢者や障がい者のニーズに応じたスポーツイベントなどを開催するとともに、近隣自治体とのスポーツ交流などを通じ、スポーツ活動を促進します。	教育委員会 住民課 保健福祉課	新規
22	集落支援員事業の推進	かみきた山のめぐみ市などの交流の場において、地域団体などと連携し、地域の維持・活性化を図ります。	企画政策課	継続
23	母子・父子・寡婦会事業の推進	会員間の交流・活動の場として、母子・父子・寡婦会事業を推進します。	住民課	継続
24	ワイワイ座談会の開催	高齢者の交流・活動の場として、65 歳以上の集いの場、福祉サービスの困りごとを相談する場、認知症カフェなどを目的とした会合の充実を図ります。	保健福祉課 社協	継続
25	学習講座の開催	村民の交流・活動の場として、クラフト教室や料理教室、歴史教室などの学習講座を開催します。	教育委員会	継続
26	地域交流の推進	地域と園・学校の行事などにおける連携を強化することで、地域内の多様な人々や主体と交流する機会の充実を図ります。	教育委員会	新規
27	学童クラブ	義務教育学校(1～6年)の夏季休業期間に子どもたちに対し、社会性を身につけることを目的に宿題・自由学習・読書・運動などを行います。	教育委員会	継続

(2) 相談支援体制の充実

心の孤立を防ぐことに加え、平常時に気軽に相談のできる場と機会を提供することによって、自殺を未然に防ぐ取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
再 6	保健師による家庭訪問	保健師が困りごとを抱える各家庭を訪問し、相談ごとや健康相談を受けられる取組を推進します。	保健福祉課	継続
28	重層的支援体制の整備	村民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、様々な分野が連携し、包括的な支援を行うため、包括的相談支援体制の整備をはじめとした重層的支援体制整備事業の実施を検討します。	保健福祉課	新規
再 8	民生委員・児童委員の活動支援	村民への必要に応じた援助、生活に関する良き相談役として活動する民生・児童委員の活動に対する支援を実施します。	住民課	継続
29	相談窓口の周知・啓発	「広報かみきたやま」をはじめとした多様な媒体を活用し、各種相談窓口の周知・強化を図ります。	総務課	継続

(3) 心と身体の健康づくりの充実

村民一人ひとりの健康を維持し続けることによって健康不安を解消し、心の安心を保つことにより、自殺のリスクを軽減する取り組みを推進します。

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
30	健康づくりにむけた意識の醸成	村民自らが健康づくりに取り組めるよう、広報やホームページ、チラシなど様々な媒体を活用し、村民への健康に関する周知・啓発を行います。	保健福祉課	新規
31	健康相談・指導の実施	特定健康診査時に歯科衛生士による歯周疾患予防相談や、心身の健康に関する個別相談を行います。また、臨床心理士による相談・指導を行うなど、地域全体での健康づくりを推進します。	保健福祉課	新規
32	健康教室・各種検診などの実施	特定健診、各種がん(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)検診を実施します。 また、生活習慣病に対する理解を促進するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などによる健康づくり教室、エクササイズ教室などを開催し、村民の生活習慣病への取組を推進します。	保健福祉課	新規

No	事業名	事業内容	事業主体	区分
33	母子保健事業の推進	新生児の家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業)や乳幼児健康診査、任意予防接種費の助成など、各種母子保健事業を推進します。	保健福祉課	新規
34	こころの健康づくり相談会の実施	臨床心理士によるメンタルヘルス相談を2か月に1回実施します。	保健福祉課	継続
再 6	保健師による家庭訪問【再掲】	保健師が困りごとを抱える各家庭を訪問し、相談ごとや健康相談を受けられる取組を推進します。	保健福祉課	継続
35	食育の推進	バランスのとれた栄養の摂取や減塩の重要性など、生活習慣病を予防するための適切な情報発信を通じて、健全な食生活を実践できる力を育んでいきます。	保健福祉課	新規

5. 高齢者に対する自殺対策の推進（重点施策）

高齢者は、健康問題や孤立化による不安から自殺リスクを抱えている可能性があります。特に本村では、人口の半分以上が高齢者であることから、地域一体となった支援を行うとともに、近隣住民や保健師、民生・児童委員などによる見守り活動などを通じて、日ごろからわずかな異変に気がつける体制づくりを整備しておくことが重要となります。

そのため、「健康」・「生きがい（孤立化の防止）」・「見守り」の3つのキーワードに紐づく各種取組を重点施策と位置づけ、高齢者の自殺対策を推進します。

第 5 章

計画の推進にあたって

第1節 計画の推進

地域福祉については、社会福祉協議会と緊密な連携を図りながら、各事業を推進します。また、地域における様々な課題に対し、民生委員・児童委員、自治会など、地域に根付いた活動をしている団体や村民、福祉サービス事業者などが相互に連携し、事業を実施します。

自殺対策においては、保健福祉課が中心となって、庁内体制を整えるとともに、「自殺対策庁内連絡会」を設置し、連絡・調整を図ります。いのちを支える支援計画の実効性を高め、総合的に推進していくためには、村の取り組みのみならず、関係機関及び村民との緊密な連携が欠かせません。そのため、自殺を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、適切な役割分担のもと、地域の関係機関及び村民との連携を図りながら、効果的な自殺対策のあり方を継続的に実施します。

第2節 PDCAサイクルによる検証

地域福祉計画に掲げた各事業については、社会福祉協議会その他関係団体で構成する「（仮称）上北山村地域福祉ネットワーク会議」を、また、いのちを支える支援計画に掲げた各事業については、庁内分野横断的組織で構成する「自殺対策庁内連絡会」を定期的に行き、進捗・達成度の評価・検証を行ったうえで取組内容を改善するなど、PDCAサイクルの適切な運用を図ります。

■計画の点検・評価の方法（PDCAサイクルの考え方）



第3節 評価指標

地域福祉計画及びいのちを支える支援計画の取組・達成状況などを評価・検証するための指標は、以下のとおりとします。

1. 第2期上北山村地域福祉計画

	項目	プロセス指標(評価指標)	初期値 R6年度	目標値 R11年度
基本 施策	地域福祉の中心となる村民の生きがいづくり	生きがいを感じている村民の割合※1	—	70%
	地域福祉を支える人づくり	村内で働く福祉・介護職員数	6人	7人
	地域福祉を推進するための体制づくり	地域包括ケア会議の開催回数	0回	8回
	地域福祉が整った村づくり	人権相談会の開催回数 村主催の防災訓練への参加者数	2回 43人	2回 60人

※1)計画見直し時にアンケート調査を実施し計測

2. 第2期上北山村いのちを支える支援計画

	項目	プロセス指標(評価指標)	初期値 R6年度	目標値 R11年度
基本 施策	地域におけるネットワークの強化	庁内連絡会の開催回数	—	3回
	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修受講者数※1	—	20人
	村民への啓発と周知	自殺に関する相談窓口を知っている村民の割合※2	—	70%
	生きることの促進要因への支援	生きがいを感じている村民の割合※2 【再掲】	—	70%
重点 施策	高齢者に対する自殺対策の推進	民生委員・児童委員の相談件数	336件	400件
		何らかの社会活動に年数回以上参加したことがある高齢者の割合※3	21.4% (R5年度)	25.0%
		普段の生活で介護・介助が必要な高齢者の割合※3	82.1% (R5年度)	85.0%

※1)村職員・村教職員・専門職団体・消防団・村民の合計者数

※2)計画見直し時にアンケート調査を実施し計測

※3)高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定時のニーズ調査を活用

資料編

Ⅰ 計画策定委員会 委員名簿

令和6年度上北山村地域福祉計画・いのちを支える支援計画策定委員会 名簿	
役職名等	名前
上北山村議会代表	岩 本 泉 治
上北山村区長会代表	森 脇 郁 雄
上北山村民生児童委員会代表	松 島 克 典
上北山村寿会代表	中 本 貞 司
上北山村社会教育委員代表	児 島 美 穂

事務局

保健福祉課 課長	遠 藤 学
// 主幹	濱 野 知 美
// 保健福祉係	家 本 晃 悟

業務委託

株式会社 シティ・プランニング	前 原 行 雄
//	今 野 貴 弘
//	河 崎 哲 平

2 用語解説

あ 行	
アウトリーチ	援助を必要としている方に対して積極的にアプローチし、情報提供や支援活動を行うこと。
生きがい	人生において生きる喜びや充実感を感じるもの。
SDGs (エスディー・ジーズ)	2015年に国連で採択されたものであり、貧困や環境問題、ジェンダー平等など、世界が抱える問題を解決し、誰もが豊かに暮らせる社会をつくることを目的としている。
うつ状態	長期間にわたって気分が落ち込み、日常生活に支障をきたす精神の不調のこと。
か 行	
介護支援専門員	要介護者が適切な介護サービスを受けられるように支援する専門職。
核家族化	家族の形態が、複数世代が一緒に暮らす大家族から、夫婦とその子どもだけで構成される核家族に変わる現象のこと。
各種がん検診事業	がんの早期発見と治療の効果を高めるために、政府や地方自治体、健康保険組合などが実施している各種のがん検診のこと。
学童クラブ	主に小学生を対象に、放課後や長期休暇中に安全な居場所を提供し、様々な活動を通して子どもたちの健全な成長を支援する施設のこと。
共助	地域住民やボランティアなど、個々の人々やコミュニティが互いに協力して行う支援や助け合いのこと。
啓発	新たな知識や気付きを与えて、人を教え導くこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけてあげられる人のこと。
権利擁護	高齢者や障がい者など、立場が弱い方の権利を守るための取組。
公助	政府や地方自治体などの公的機関が提供する支援のこと。
コミュニティバス	自治体や地域住民のニーズに応じて運行される小規模な交通サービスのこと。
さ 行	
災害時要支援者	災害が発生した際に自力での避難が難しく、特別な支援を必要とする人のこと。
サロン活動	地域住民同士が気軽に集まり、情報交換や交流、学び合いを行う活動のこと。
重層的支援体制	複数の支援機関が連携し、それぞれの専門性や役割を活かして重なり合う形で支援を提供する仕組みのこと。
重点施策	特に重要視される課題や目標に対して、優先的に実施される施策や政策のこと。
情報提供体制	必要な情報を正確かつ迅速に伝えるための仕組みやシステム。

さ 行	
自殺統計原票	自殺に関する個々の事例の基本的な情報を記録したデータのこと。
社会的孤立	家族や地域社会とのつながりや支援を十分に得られず、他者との交流が極端に乏しい状態のこと。
社会福祉協議会	地域における福祉活動の推進と支援を行う団体のこと。
集落支援員事業	地域の自立や活性化を目指して、住民や地域団体と連携しながら課題解決を支援するために、専門の支援員を配置する取組。
人権擁護委員	各自治体などにおいて住民の人権を守り、差別や不当な扱いなどの問題に対して相談や助言、支援を行うために任命された専門の委員のこと。
人口動態統計	国民の出生、死亡、婚姻、離婚、転入・転出など、人口に関する変動を示す統計データのこと。
スクールカウンセラー	学校現場において生徒の心の健康や学習、進路、人間関係などの問題に対して、専門的なカウンセリングやサポートを提供する職員のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校において、家庭や地域の環境が原因で困難を抱える生徒を支援し、関係機関と連携して問題解決を図る専門職のこと。
生涯学習センター	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人々が学び続けることを支援するための公共施設のこと。
生産年齢人口	経済活動の中心となる働くことが可能な年齢層の人口のことで、日本では、15歳以上65歳未満の人口と定義している。
性的マイノリティ	社会の多数派とは異なる性的指向や性自認を持つ人々のこと。
成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、適切な支援を受けながら財産管理や日常生活の契約などを行えるようにする制度。
阻害要因	物事の進行や目標の達成を妨げる原因や要素。
促進要因	物事の進行や目標の達成を助け、スムーズに進める要素や条件のこと。
た 行	
地域活動団体	地域の課題解決や活性化を目的として、住民が自主的に運営する団体のこと。
地域コミュニティ	特定の地域に住む人々がつながりを持ち、助け合いながら生活する集まりや関係性のこと。
地域福祉	地域住民が主体となって、地域全体で支え合い、生活支援を行う仕組みや活動のこと。
地域包括ケア会議	地域住民が住み慣れた場所で安心して生活できるようにするため、高齢者やその家族、福祉・医療関係者、自治体などが集まり、地域の福祉・医療の連携を強化するための会議。
な 行	
年少人口	0歳から15歳未満までの年齢層に属する人口のこと。

は 行	
ハイリスク者	健康や安全、福祉などの面で、特にリスクが高い状態にある人々。
バリアフリー	身体的・社会的な障壁(バリア)を取り除き、すべての人が平等に利用できるような環境を作ること。
PDCA(ピーディーシーエー)サイクル	業務やプロジェクトを効率的に進めるための継続的な改善手法。 1. P(Plan:計画) 2. D(Do:実行) 3. C(Check:評価) 4. A(Act:改善)
ま 行	
民生児童委員	地域住民の相談役として、生活に困っている人や子ども・高齢者などを支援するボランティアの公的委員。
メンタルヘルス	心の健康や精神的な安定を保つこと。
や 行	
要支援・要介護認定者	介護保険制度において、日常生活に支援や介護が必要と認定された人のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無、文化や言語の違いに関係なく、すべての人が利用しやすいように設計されたデザインのこと。
ら 行	
臨床心理士	心の問題を抱える人々に対して、心理的な支援やカウンセリングを行う専門家。

上北山村地域福祉計画・いのちを支える支援計画
令和7(2025)年3月

発行 上北山村

編集 上北山村保健福祉課

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合 381

TEL:07468-3-0380(直通)